第百条第一項中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」に、「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「第一項第一号、第二号及び第四号」を「第一項各号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、同条に次の二項を加える。

3　連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。

一　当期剰余金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

二　当期損失金として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

4　連結損益計算書には、当期剰余金又は当期損失金に当期剰余金又は当期損失金のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、親組合（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配している組合をいう。）に帰属する当期剰余金又は当期損失金として表示しなければならない。

第百七条第二項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第二号に係る項目は次に掲げる項目に区分しなければならない。

一　資本剰余金

二　利益剰余金

第百十三条第一項第三号中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

第二百一条第一項第九号中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第二百五十四条第三項第三号中「第三百条第一項」を「第三百条第一項本文（ただし書を除く。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十五条の改正規定及び第二百五十四条第三項第三号の改正規定　保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行の日

二　第二百一条第一項第九号の改正規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行の日

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の消費生活協同組合施行規則第八十四条、第九十九条、第百条、第百七条及び第百十三条の規定は、平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結決算関係書類については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十七号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の五、第五十条の十二第一項並びに第五十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百六十六条の二第一項中「次の各号に掲げる額」の下に「から繰延税金資産の不算入額として厚生労働大臣が定めるところにより算出した額を控除した額」を加える。

第百六十六条の三第三号中「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、「準ずるもの」の下に「に対応する額」を加え、同ホを同号ヘとし、同号ニの次に次を加える。

ホ　信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額

第百九十三条を次のように改める。

（共済計理人の確認事項）

第百九十三条　法第五十条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうか。

二　共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうか。

第百九十四条に次の一号を加える。

四　共済金等の支払能力の充実の状況について、法第五十条の五並びに第百六十六条の二及び第百六十六条の三の規定に照らして適正であること。

第二百九条第一項第六号ロ(1)中「生じているものをいう。」の下に「第二百十一条第三号ロ(1)において同じ。」を加え、同ロ(2)中「以外のものをいう。」の下に「第二百十一条第三号ロ(2)において同じ。」を加え、同ロ(3)中「(2)に掲げるものを除く。）をいう。」の下に「第二百十一条第三号ロ(3)において同じ。」を加え、同号ロ(4)中「(3)までに掲げるものを除く。）をいう。」の下に「第二百十一条第三号ロ(4)において同じ。」を加え、同号ニ中「細目」の下に「として別表第五に掲げる額」を加える。

第二百九条第一項第七号中「この項」の下に「及び第二百十一条第四号」を加える。

第二百十一条中「組合及びその子会社等の概況に関する次に」を「第一号に」に改め、「掲げるもの」の下に「（連結子法人等を有する会計監査人監査組合にあつては、次の各号に掲げるもの）」を加え、同条各号を次のように改める。

一　組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ　組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ　組合の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)　名称

(2)　主たる営業所又は事務所の所在地

(3)　資本金又は出資金

(4)　事業の内容

(5)　設立年月日

(6)　組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7)　組合の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

二　組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　直近の事業年度における事業の概況

ロ　直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益

(2)　経常剰余金又は経常損失金

(3)　当期剰余金又は当期損失金

(4)　純資産額

(5)　総資産額